

《自治会名称》自治会長 様

野洲市健康福祉部政策監

令和 8 年度における野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金制度の運用
について(通知)

平素は、市行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、市では高齢者が健康で生き生きと安心して生活できる地域社会の構築を目的に、自治会が実施される高齢者福祉事業に交付金を交付する制度を設けております。

つきましては、別紙の『野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金の申請について』等をご覧いただき、今年度の貴自治会における事業内容をご検討ください。

なお、先記の制度目的から、金品等の贈呈を主な内容とした事業につきましては、下記に該当する場合は対象といたします。

また、貴自治会への交付金額については、下記のとおりですので内示いたします。

記

● 交付金算定対象者数： **《対象者人数》**人

※令和 8 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳に登録がある貴行政区内の満 75 歳以上の高齢者数
(令和 8 年度中に満 75 歳になる人を含む)

● 交付内示額： **《交付金上限額》**円

※令和 8 年度中に対象人数に増減が発生した場合でも、交付内示額(上限額)に変更はありません。

● **金品等の贈呈を主な内容とした事業を実施する場合の交付金の交付について**

感染防止対策を十分に講じていただいた上で、原則として、対象者宅を訪問し金品等を直接贈呈していただくこととします。

訪問時には、対象者の健康面の聞き取り等を行い、その内容を「見守りリスト」(別添「高齢者健康生きがい安心事業費等交付金を活用した取組例」参照)などに整理してください。交付金の申請時には、実施報告書とともに「見守りリスト」等のご提出をお願いします。

※なお、個人情報の取り扱いには十分ご注意くださいようお願い致します。

お問い合わせ先

野洲市辻町 433 番地 1 健康福祉センター1 階
野洲市健康福祉部高齢福祉課 担当 川口、辻
電話 077-588-2337 FAX 077-586-3668

Mail kourei@city.yasu.lg.jp

市管理番号 《令和 8 年度》

野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金の申請について

野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金については、次の要領により申請等をお願いします。

趣 旨

高齢者が健康で生き生きと安心して生活できる地域社会の構築を図ることを目的とします。

対象事業

- (1) 自治会が自主的に行う地域の高齢者福祉を充実させるための活動に要する経費に対し交付します。
- (2) 趣旨に合致するものであれば、自治会単独で実施するもの、他の自治会その他の市内の市民活動団体と共同で実施するもの、市内の市民活動団体や民間事業者等に委託して実施するものであっても交付金の対象とし、主な例については、次のとおりです。

<主な使途例>

- ・見守り事業（平時の見守り体制づくり）
- ・健康づくり事業（ウォーキング、グラウンドゴルフ、健康づくり教室、ラジオ体操、ニュースポーツ等）
- ・敬老祝賀会

- (3) 上記以外の事業を申請される場合は、事前に交付金の対象となるか等を高齢福祉課にご相談ください。
- (4) その他
 - ① 備品、用具の購入、スタッフへの謝金、協力者の手当等も対象となります。
 - ② 事前協議においてやむを得ないとした場合を除いて、高齢者への金品の贈呈を主な内容とした事業は交付対象となりません。ただし、一定の条件（「見守りリスト」等の作成）を満たしていただいた場合は交付対象とします。
 - ③ 高齢者福祉の事業やボランティア等支援の充実を進めようとする交付金であるため、既存事業等ですでに要している自治会の一般財源の節減のために、当該事業を新規の交付対象事業として申請されることは原則認められません。

交付対象者

交付対象事業を実施する野洲市自治連合会に加入の自治会とします。

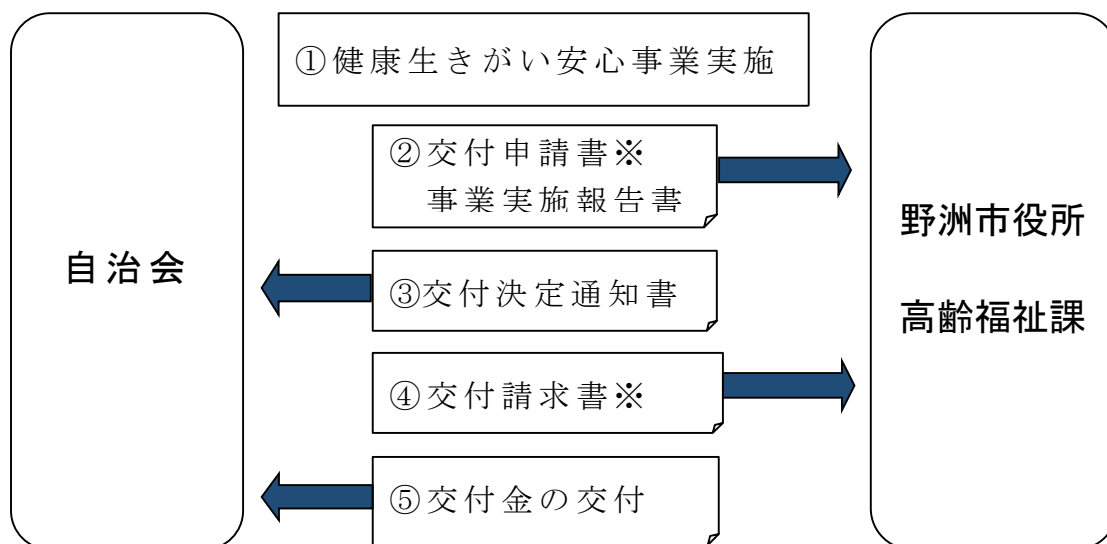
交付金額

毎年4月1日現在の住民基本台帳に登録された自治会内の75歳以上高齢者（年度中に満75歳となる人も含む）の人数に1,200円を乗じた金額を交付するものとします。事業実施日に人数に増減があった場合でも交付上限額に変更はありません。

なお、事業対象の高齢者を75歳以上に限定する必要はありません。

交付金交付申請手続きの流れ

交付金交付申請は、事業完了後速やかに提出してください。事務手続きの都合上、1月末日までに提出をお願いします。



※②と④は、同時に提出できます。

②高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金交付申請書（様式第1号）及び高齢者健康生きがい安心事業実施報告書（別記様式）を事業実施後、できるだけ速やかに提出してください。

※健康生きがい安心事業実施報告書には、実施日・事業内容・参加人数・事業効果を記入し、健康生きがい安心事業の決算書抄本（領収書などの支出金額が確認できる書類は必須）や案内状・チラシ等事業内容の分かる書類や写真等を添付してください。

※金品等を贈呈することを目的とした事業を実施した場合は、対象者の見守りリスト（健康面等の聞き取り内容をまとめたもの）または見守りマップをご提出ください。

③高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金交付決定の通知（市から自治会へ）

④高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金交付請求書（様式第5号）の提出。

※請求日は、交付決定日以後の日付を記入してください。②交付申請書と④交付請求書を同時に提出していただくことも可能です。

※同時提出時は、交付請求書（様式第5号）の請求日、交付決定の日付及び発番は高齢福祉課で記入しますので空欄でご提出ください。

⑤高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金の交付（市から自治会へ）

自治会の登録口座に振り込みます。

各種様式は野洲市役所ホームページでも公開しております。

野洲市役所ホームページ → 組織から探す → 高齢福祉課 → 高齢者福祉事業 → 敬老事業

（交付決定の通知）

第5条 市長は、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付金の交付の申請をした者(以下「交付申請者」という。)に交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

（交付決定の変更申請等）

第6条 交付申請者は、前条の規定による通知を受領した後に交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)の内容に変更が生じたときは、当該通知に係る交付金の交付の決定の変更を市長に申請しなければならない。

2 第3条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、交付金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。

2 第5条の規定は、前項の場合について準用する。

（実績報告）

第8条 交付金の交付の決定を受けた者(以下「交付事業者」という。)は、交付対象事業が完了したときは、市長に対し、実績報告書(様式第3号)に事業の成果が分かる書類を添えて報告しなければならない。

（交付金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書の書類を審査し、その報告に係る交付対象事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に対し、確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

（交付金の交付）

第10条 前条の規定による通知を受けた交付事業者が、交付金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第5条の規定による交付の決定の通知後において、概算払又は前金払により交付することができる。この場合において、交付事業者は、交付対象事業の完了後速やかに第8条の規定による実績報告書を提出しなければならない。

（実績報告及び額の確定通知の省略）

第11条 市長は、交付対象事業の内容が明らかであり、実績報告の必要がないと認めるときは、第8条及び第9条の手続を省略することができる。この場合において、前条の交付金の交付方法は、同条第2項前段の規定によるものとする。

2 前項の規定を適用する場合においては、前条第2項前段中「概算払又は前金払」とあるのは、「精算払」と読み替えるものとする。

記入例

様式第1号(第2条関係)

申請書の提出日を
記入してください。

野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金交付申請書

年 月 日

野洲市長 様

自治会名、自治会長名を記入して
ください。

申請者 自治会名 ○○○○自治会
代表者名 自治会長 △△ □□

事業年度を記入
してください。

令和 年度野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等の資金として、下記のとおり交付を受けたいので、野洲市交付金交付規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

5月に通知した交付金交付上限額又は事業実施必要額のうち、いずれか少ない額を記入してください。

記

1 交付金交付申請額 円

2 関係書類

- (1) 高齢者健康生きがい安心事業実施報告書（別記様式）
- (2) 高齢者健康生きがい安心事業の内容が分かるもの、事業の写真（1枚以上）など

記入例

別記様式（第5条関係）

申請書と同じ日を記入してください。

年 月 日

野洲市長 様

自治会名、自治会長名を記入してください。

事業担当者の日中連絡のつきやすい電話番号を記入してください。

自治会名 ○○○○自治会
代表者名 自治会長 △△ □□
電話番号 ○○○○○○○

高齢者健康生きがい安心事業実施報告書

1 事業内容（実施日、内容など）

○○○○広場 ○○年△月□日 午前10時～午後2時

子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄れて、運動指導士による脳トレ体操やゲームを楽しむ広場の実施。

昼食は、炊き出し訓練も兼ねた手作りおにぎりを配る。

2 事業規模（参加人数、件数など）

参加人数 25人

3 事業効果

事業を行った結果、どのような効果があったのか。また、お気づきの点など記入ください。

※添付資料 実施事業の内容が分かるもの（案内状、要領・計画書、支払関係書類などの写し）、事業の写真など。

記入例

様式第5号(第10条関係)

請求書の提出日を記入してください。※交付申請書と同時に提出される場合は高齡福祉課で記入します。空欄でご提出ください。

高齡者健康生きがい安心事業費等交付金交付請求書(精算)

年 月 日

野洲市長 様

自治会名、自治会長名を記入してください。

請求者 自治会名 ○○○○自治会
代表者名 自治会長 △△ □□

決定通知書から転記してください。※交付申請書と同時に提出される場合、日付は高齡福祉課で記入します。空欄でご提出下さい。

※交付申請書と同時に提出される場合、発番は高齡福祉課で記入します。空欄でご提出下さい。

令和 年 月 日付け野高第 号で交付金の交付の決定の通知があった野洲市高齡者健康生きがい安心事業費等自治会交付金を下記のとおり交付されるよう、野洲市交付金交付規則第10条第1項・第11条第1項の規定により請求します。

記

決定通知書に記載されている交付決定額となります。

金

円

様式第1号(第2条関係)

高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金交付申請書

年 月 日

野洲市長 様

申請者 自治会名
代表者名

令和 年度野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等の資金として、下記のとおり交付を受けたいので、野洲市交付金交付規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付金交付申請額 円

2 関係書類

- (1) 高齢者健康生きがい安心事業実施報告書（別記様式）
- (2) 高齢者健康生きがい安心事業の内容が分かるもの、事業の写真（1枚以上）など

別記様式（第5条関係）

年 月 日

野洲市長 様

自治会名
代表者名
電話番号

高齢者健康生きがい安心事業実施報告書

1 事業内容（実施日、内容など）

2 事業規模（参加人数、件数など）

3 事業効果

※添付資料 実施事業の内容が分かるもの（案内状、要領・計画書、支払関係書類などの写し）、事業の写真など。

様式第 5 号(第 10 条関係)

高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金交付請求書(精算払)

年 月 日

野洲市長 様

請求者 自治会名
代表者名

令和 年 月 日付け野高第 号で交付金の交付の決定の通知があった野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金を下記のとおり交付されるよう、野洲市交付金交付規則第10条第1項・第11条第1項の規定により請求します。

記

金 円

高齢者健康生きがい安心事業費等交付金 Q&A

令和8年5月

Q: 祝金や記念品だけを贈呈する事業は交付金の対象となるのか？

A: 高齢者等を訪問し健康状態等を確認した上で、対象者の見守りリスト(対象者氏名、健康状態等をまとめたリスト)等を作成する場合においては、祝金や記念品を贈呈する事業も交付対象とします。

Q: 敬老祝賀会以外に、どのような事業が想定されるのか？

A: 自治会が直接主催する敬老や、高齢者の健康福祉の向上につながる地域事業を想定しています。種別としては、見守り事業、健康づくり事業、支え合い事業などです(下表)。

地域の実情に応じて、複数の事業に取り組んでいただいても構いません。

高齢者等がいつまでも住み慣れた地域で「なじみの関係を切らず」安心して暮らせるよう皆さんでアイデアを出し合ってくださいますようお願いします。

(事業例)

見守り事業	・自宅訪問や電話やメールやSNS等でのお元気コールなど
健康づくり事業	・健康づくり教室、ニュースポーツやグラウンドゴルフなどスポーツ大会 ・定期的なラジオ体操やウォーキング(歩こう会)の開催 ・ウォーキングマップ、自宅でできる体操、口腔ケア体操、脳トレ教材の配布
高齢者の支え合い見守りに資する活動	・掃除・洗濯・調理などの簡易な家事援助や、買い物・散歩などの外出付添、買い物代行、ゴミ出し、電球交換、書類等の代読、庭木の剪定など困りごとのお手伝いなど(高齢者の居宅において、日常生活上の多様な困りごとに対する様々な生活支援を広く対象とします。) ・傾聴技術に関する講習会、家事援助に係る講習会など
高齢者の生活に役立つ勉強会	・携帯電話の使い方講習会、振込詐欺や悪質商法についての講習会、熱中症やフレイル予防研修会など
その他	・高齢者と子どもの交流イベントの実施、買い物支援を目的にした朝市の開催など

Q: 事業にかかる対象経費はどのようなものがあるのか？

A: 事業に直接必要なものが対象となります。

(対象経費例)

見守り事業	自宅訪問や電話をするスタッフの謝礼、見守りカード、名札や腕章など
健康づくり事業	講師謝礼、資料印刷、健康づくり用具、健康づくりDVD、プロジェクター、イス、ウォーキングマップ、飲物、会場借上げ料など
高齢者の支え合い見守りに資する活動	スタッフ謝礼、ガソリン代、携帯電話代、名札や腕章など 講師謝礼、講習受講旅費、テキスト代、名札など
事業全般	感染防止対策としてのマスクや消毒液、非接触型体温計、熱中症予防対策としてのクールネック(首元ひんやりスカーフ)や経口補水液など

Q:〇〇を買いたいんだけど、交付金の対象となるか？

A:補助の対象になるかどうかは、事前に購入する予定の物品等について高齢福祉課にご相談ください。相談にあたっては、購入を検討されている物品等がわかるカタログやパンフレット等があるとスムーズです。

Q:事業に係る費用が交付金の算定基準額を下回った場合の申請額は？

A:事業に係る費用(対象経費)の総額と算定基準額を比較して少ない額を交付決定額としますので、算定基準額を下回る場合の申請額は、事業に係る費用(対象経費)の総額を記入ください。

Q:新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとし、小地域ふれあいサロンを自粛し、自治会のサロン役員が参加者の見守り活動を実施しているが、その事業に係る費用は対象経費としてよいのか？

A:原則として新規事業を対象とします。ただし、既存事業であっても事業を拡充するなど新たな展開が認められるものは対象とします。また、社会福祉協議会の補助金を充当している経費については対象とはなりません。また、充当していない経費については対象とします。サロンに参加していない人の見守り活動も拡充するよう検討してください。また、事業報告の際には、いつ、どのように、誰を対象に実施したかや交付金の用途などを報告ください。

Q:高齢者のちょっとした困りごとを助けるボランティアスタッフを募集し、ボランティア推進の日等として年に数回実施日を決めて行うような活動も支え合い活動の対象とすることは可能か？

A:可能です。高齢者の困りごとに限らず地域での支え合いの仕組みづくりにつながることを期待します。なお、野洲市社会福祉協議会では、生活支援体制整備事業において高齢者が地域で安心して自分らしく暮らせることを目的に、住民同士の支え合いを推進する「生活支援コーディネーター」を配置しています。「生活支援コーディネーター」は地域に出向き、皆様の支え合い活動を把握し、人と人をつなげることや、企画・運営などを助言し、自治会や団体の活動をサポートしていますので、気軽にご相談ください。

Q:他の自治会と合同して実施することは可能か？

A:可能です。異なる自治会同士で歴史や文化を学び合う歴史ウォークや、ニュースポーツ体験会など一つの自治会では高齢者が少ない場合、合同して実施することで効率も魅力も向上することもあります。

Q:見守り事業は1回だけの訪問でもよいのか？

A:見守り事業を行うにあたり、支援が必要な人の把握や見守り内容の検討等、見守り体制の構築に時間を要し、実施できた訪問が結果として1回だけであった場合は、交付の対象になります。次年度以降も継続して見守り活動ができるよう努めてください。

Q:見守り事業を実施した場合、どのタイミングで交付金申請をしたらよいのか？

A:継続して実施いただく事業であるため、年度末になると思われませんが、それまでに事業経費が交付金の算定基準額を上回った場合は申請可能です。

令和8年5月21日

自治会長 様

野洲市健康福祉部 高齢福祉課

高齢者健康生きがい安心事業に伴う住民基本台帳の閲覧について（通知）

新緑の候、貴職におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は高齢者福祉に対しまして御支援、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、高齢者健康生きがい安心事業を実施いただくために、対象者の把握・確認等を必要とされる自治会は、住民基本台帳を閲覧していただくことができますので、別紙「住民基本台帳閲覧請求書【高齢者健康生きがい安心事業用】」を記入いただき、市民課へご申請をお願いいたします。なお、閲覧データの整理をおこなう必要があるため、申請から閲覧までは1週間程度の期間をいただきますので、ご了承ください。

お問い合わせ先

<市民課>

野洲市小篠原 2100 番地 1 野洲市役所 1 階

電話 077-587-6086

Mail simin@city.yasu.lg.jp

<高齢福祉課>

野洲市辻町 433 番地 1 健康福祉センター 1 階

担当 川口、辻

電話 077-588-2337

Mail kourei@city.yasu.lg.jp

記入例

住民基本台帳閲覧請求書 【高齢者健康生きがい安心事業用】

年 月 日

野洲市長 様

(申請者) 自治会名

自治会長の印

自治会長名

(電話番号)

自治会長印

住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

閲覧希望日を第 1～第 3 希望までご記入ください。改めて閲覧日をご連絡させていただきます。※台帳のコピーはお渡しできません。

何歳以上の名簿が必要かをご記入下さい。

例)4 月 1 日現在 75 歳以上の名簿

記

1. 請求事由 高齢者健康生きがい安心事業による対象者の名簿作成のため

2. 住民の範囲 (令和 年 月 日現在 歳以上の行政区内の高齢者健康生きがい安心事業対象者)

閲覧希望日
第 1 希望 月 日 時 分～
第 2 希望 月 日 時 分～
第 3 希望 月 日 時 分～
※閲覧は、申請日から 1 週間程度の期間が必要です。

該当する□に✓をして下さい。同伴者がいる場合は他○名とご記入下さい。

3. 閲覧者 □申請者本人 他 名
□申請者以外 (受託者氏名 他 名)

注意)自治会長(申請者)以外の方が閲覧される場合は、別紙委任状をご持参下さい。

4. 誓約事項 わたしは、当該請求書に基づき閲覧した事項につきましては、個人のプライバシーと基本的人権を尊重し、他の目的には利用しないことを誓約します。

※※※※※※※※ 以下は記入しないでください ※※※※※※※※

本人確認欄	閲覧日時				
□運転免許証	令和	年	月	日()	午前 時 分から
□パスポート	午前・午後 時 分まで				
□個番カード	課長	課長補佐	専門員・主査	合議	担当
□その他					

※閲覧の際にはご本人様を確認させていただきますので免許証など身分証明書をご持参下さい。

住民基本台帳閲覧請求書 【高齢者健康生きがい安心事業用】

令和 年 月 日

野洲市長 様

(申請者) 自治会名 _____

自治会長名 _____ (印)

(電話番号 _____) 自治会長印

住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 11 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

記

1. 請求事由 高齢者健康生きがい安心事業による
対象者の名簿作成のため

2. 住民の範囲 (令和 年 月 日現在 歳以上の
行政区内の高齢者健康生きがい安心事業対象者)

3. 閲覧者 申請者本人 他 名
申請者以外 (受託者氏名 他 名)
注意)自治会長(申請者)以外の方が閲覧される場合は、別紙委任状をご持参下さい。

閲覧希望日
第1希望 月 日 時 分～
第2希望 月 日 時 分～
第3希望 月 日 時 分～
※閲覧は、申請日から1週間程度の
期間が必要です。

4. 誓約事項 わたしは、当該請求書に基づき閲覧した事項につきましては、個人のプライバシーと基本的人権を尊重し、他の目的には利用しないことを誓約します。

※※※※※※※※ 以下は記入しないでください ※※※※※※※※

名簿記載順: 番地順 氏名カナ順 生年月日順

本人確認欄	閲覧日時				
<input type="checkbox"/> 運転免許証	令和	年	月	日()	時 分から 時 分まで
<input type="checkbox"/> パスポート	実施場所				
<input type="checkbox"/> 個番カード	課長	課長補佐	専門員・主 査	合 議	担 当
<input type="checkbox"/> そ の 他					

※閲覧の際にはご本人様を確認させていただきますので免許証など身分証明書をご持参下さい。

年 月 日

委任状

住民基本台帳閲覧について、下記の者へ一切の権限を委任します。

記

受託者

(閲覧者) 住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____

委任者 自治会名 _____

自治会長名 _____ 印

(自治会長の印)

- ※ 閲覧される方は、必ず身分証明証（運転免許証等）をご持参ください。
- ※ 閲覧時に自治会長が同席していない場合のみ、委任状の提出が必要となります。

高齢者健康生きがい安心事業費等交付金を活用した取組例



- 高齢者の健康を守り、地域のつながりを維持する観点から、地域の様々な力を借りつつ、地域の人々のつながりをつなぎ直すことが求められています。
- 具体的な取組例について、以下のとおりご紹介しますので、参考にしてください。

No.	取組例	概要
1	「めざせ琵琶湖一周・貯筋チャレンジ」ウォーキング事業【介護予防】	琵琶湖1周（200 km）分の完歩をめざし、ウォーキングを行う。
2	軽トラ市お買い物交流事業【交流】	軽トラ市を通して、地域住民の交流を促進。 高齢者のお買い物支援。
3	元気な声を届けよう事業【介護予防・見守り】	自治会館に投函箱を設置し、高齢者が「元気ですカード」を投函。カードをとりまとめて掲示等。
4	リモート体操発信事業【介護予防・見守り】	スマートフォンをテレビにつなぎ、テレビ電話等を活用して、自宅にいる高齢者に声かけ・体操等を実施。
5	見守りリスト・見守りマップを活用した見守り体制づくり事業【見守り】	災害時の避難方法や移動方法の確認と、見守りリストや見守りマップを活用した平時の見守り体制づくり。

No.1 「めざせ琵琶湖一周・貯筋チャレンジ」ウォーキング事業【介護予防】

1 取組概要

- 琵琶湖1周(200km)分の完歩をめざし、毎日ウォーキングを行うことで、介護予防につなげる。
⇒参加者は指定の表にウォーキングの記録をつけ、地域の役員等に提出。
⇒ウォーキング参加者には参加賞として景品を贈呈。

2 交付金対象費用(例)

- チラシ・パンフレット等印刷費、参加賞の景品代 等

3 期待できる効果

- わかりやすい目標や期間を設定することで、気軽に取り組むことができる。
- ウォーキングにより運動習慣を身に付けることで、介護予防につなげることができる。

【取組のイメージ】



ウォーキング

琵琶湖1周(200km)分の完歩を目指しこつこつ歩き、歩いた距離または歩数を記録する。



めざせ琵琶湖一周・貯筋へのチャレンジ

班名 _____ 2021年8月29日
氏名 _____ 自治会

高齢者のみな様、これからは貯金⇒貯筋がとても大切になってまいります。いくつになっても元気な富士美台高齢者を目指し、ご協力よろしくお願いいたします。実施期間は今年9月～12月の4ヵ月間です。1日の歩いたマス分に日付を書きましょう！1マスの目安は、1Kmか1500歩か15分です。測りやすい方法を選んでください。この用紙は、1/5までに各班長へ提出下さい（一周できなくても、途中でOK）提出者へ全員参加賞あり！！

9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15

9/16	9/17	9/18	9/19	9/20
9/21	9/22	9/23	9/24	9/25
9/26	9/27	9/28	9/29	9/30

例：9月1日の書き方（どれか一つの方法で）
2Kmの時（1Kmで1マス） → 9/1 9/1
30分歩いた時（15分で1マス） → 9/1 9/1
3,000歩の時（1,500歩で1マス） → 9/1 9/1

近江橋

9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15

近江大橋

9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15

マキノ

9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15

今津

9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15

高島

9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15

近江舞子

9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15

聖田

9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15

大津

9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15

野洲

9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15

野洲スタート

9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15

野洲

9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15

野洲

9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15

下記に感想を一言お願い致します

足の目標が併用できる様に健康に繋がったことは、大きな息遣があった。

No.2 軽トラ市お買い物交流事業【交流】

1 取組概要

- 市内の高齢者による軽トラ市を通して、高齢者の買い物による住民相互の交流を図る。
※密にならないように、時間を区切って参加者の調整を行うなどの工夫をする。

2 交付金対象費用(例)

- 軽トラ市チラシ・金券印刷費、金券負担金、軽トラ市等スタッフ謝礼、マスク、消毒用アルコール、非接触型体温計 等

3 期待できる効果

- 買い物に行くことが少ない閉じこもりがちな高齢者にも、身近な広場や公園等の屋外での軽トラ市に、気軽に参加してもらえる。
- 住民同士が顔を合わせる機会となり、気になっていた方の様子が確認できる。

【取組のイメージ】



⇒参加者を班に分け、買い物時間を指定することで密解消
⇒受付で検温と金券配布を行う
(金券はお釣りのやり取りが無いように 50 円単位)



No.3 「元気な声を届けよう事業【介護予防・見守り】」

1 取組概要

- 自治会館等の入り口付近に、元気な声を届ける箱を設置する。
- 高齢者がウォーキングや散歩をしながら自治会館まで行き、「元気ですカード」「こんなことしてますカード」(花びら型)を各自で投函する。
- 道中すれ違う高齢者同士で挨拶ができ、元気な様子を確認し合うことができる。
- 地域の役員や通いの場の実施者等が集計し、花びら(カード)を集会所等の壁に掲げた大きな木の絵に貼り付けていく。
(自治会費の徴収日等に合わせたり、地域の集いの場の開催日に合わせたりして、定期的にできると良い。)

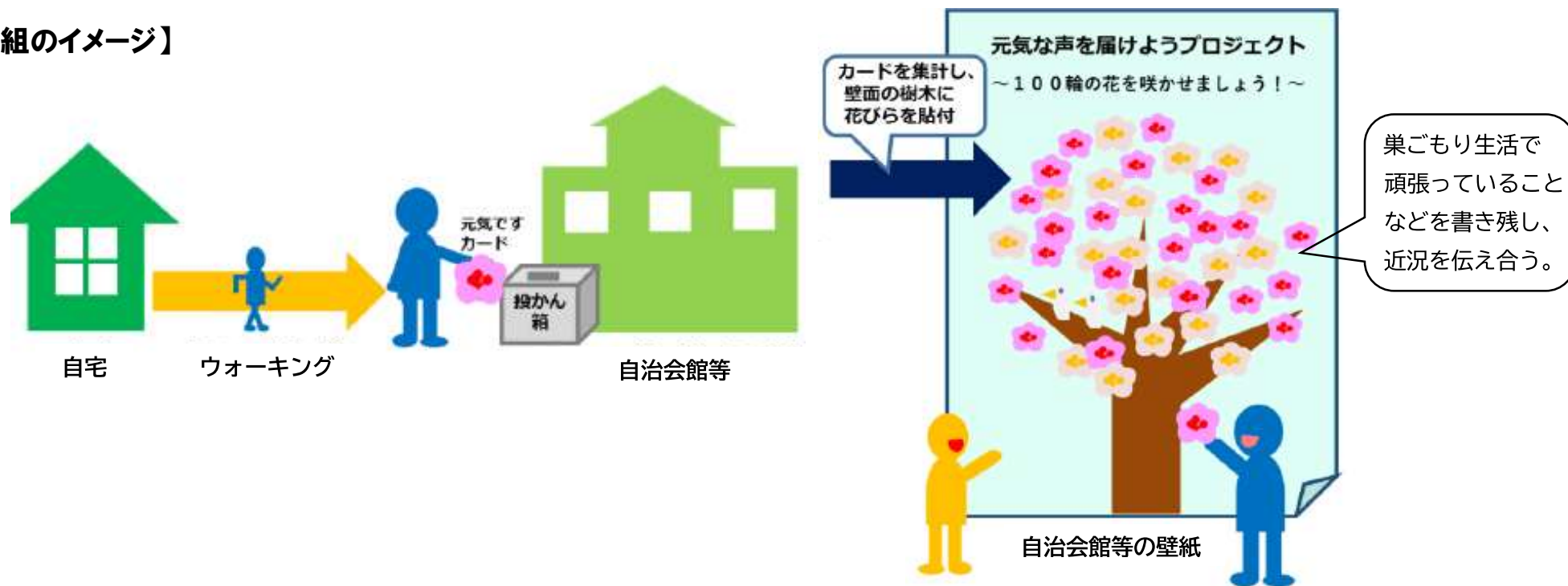
2 交付金対象費用(例)

- チラシ等印刷費、カード材料費、マスク、消毒用アルコール、集計貼付け等するスタッフの謝礼 等

3 期待できる効果

- 住民同士が直接会わなくても、気になっていた方の様子が確認できる。
- 地域の役員や通いの場の実施者等は、リスク少なく地域での見守りができるとともに、投函が無い高齢者に対し、電話や訪問等で安否確認ができる。

【取組のイメージ】



No.4 「リモート体操発信事業【介護予防・見守り】」

1 取組概要

- Zoom(ズーム)やLINE(ライン)を活用して、自宅にいる高齢者に声かけを行うほか、画面越しに体操を行う。
- 自宅のテレビにスマートフォンをつないで、大きな画面で体操を行う。
- 困りごとを抱える高齢者、生活機能の低下が懸念される高齢者がいれば、その状況に応じて、自治体や地域包括支援センター等につなぐ。

2 交付金対象費用(例)

- チラシ等印刷費、体操指導するスタッフの謝礼、リモート体操発信用パソコン・收音マイク等機器代、Wi-Fiレンタル代 等

3 期待できる効果

- 普段から交流のある通いの場の運営者や地域の役員等による声かけ訪問により、お互いに不安感なく取り組むことができる。
- 地域の役員や通いの場の実施者等は、リスク少なく地域での見守りや介護予防に取り組むことができるとともに、その活動の中で、支援を必要とする高齢者を把握し、必要な機関につなぐことができる。

【取組のイメージ】



No.5 見守りリスト・見守りマップを活用した見守り体制づくり事業【見守り】

1 取組概要

- 「見守りリスト」や「見守りマップ」によって、関係者で“見える化”を図り、毎年更新することで 高齢者を見守る活動を継続する。
 - 手順① 地域の役員等が、高齢者宅を訪問し、本人の健康状態、災害時の避難方法や移動方法についての確認を行う。
 - 手順② 訪問等で確認した情報を持ち寄り、見守りリストや見守りマップを作成する。
 - 手順③ 作成した見守りリストや見守りマップをもとに、気になる高齢者に対してその支援者(見守りをする人)を選定し、さりげない見守り活動等を通して、福祉問題の早期発見に努める
- 本人の了解が得られた見守り対象者については、その情報を自治会役員に引き継いでおくことで、例えば、郵便物や新聞がたまっている、夜になっても灯りがつかない、などの異変に気づいたときに、自治会内の福祉担当や担当民生委員に連絡してもらう仕組みをつくる。
- 自治会の配布物等で訪問の際にポスト投函だけではなく、声かけを行う。
- 困りごとを抱える高齢者がいれば、その状況に応じて、高齢福祉課や地域包括支援センター等につなぐ。

2 交付金対象費用(例)

- チラシ・パンフレット等印刷費、マスク、消毒用アルコール、自宅訪問するスタッフの謝礼、名札や腕章、非接触型体温計
訪問時配布物としての感染予防対策グッズや健康づくりグッズ、子ども会と連携して作成した手作りメッセージカードの材料費、子ども会謝礼 等

3 期待できる効果

- 緊急時・災害時に備えるとともに、平時の見守り体制が構築できる。
- 普段から交流のある地域の役員等による声かけ訪問により、お互いに不安感なく取り組むことができる。

【取組のイメージ】

見守りマップ(イメージ)

高齢者	もも色	ねたきり高齢者 (名前を記入)
	き色	一人暮らし高齢者
	みどり色	その他の高齢者
障害者	そら色	障害者 (名前を記入)



見守りリスト(イメージ)

氏名	性別	年齢	健康状態	歩行	備考
●● ●●	男	80	良好	杖必要	高齢者のみ世帯
△△ △△	女	85	やや不調	自立	高齢者のみ世帯
◆◆ ◆◆	女	75	良好	自立	独居
□□ □□	男	78	良好	車椅子	娘が月1回訪問

高齢者健康生きがい安心事業費等 自治会交付金提出時チェックシート

※提出時の参考としてお使いください

- 交付申請書
- 実施報告書
- 交付請求書(交付決定後に別途提出でも可)

(交付申請書と同時に提出される場合は、請求者と金額のみ記入してください)

- 領収書・レシート(写し)
- 事業の写真
- 事業の内容が分かるもの
(案内状、要領・計画書等)
- 見守りリスト等(見守り事業実施時のみ)